

(平成26年2月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立期間②について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間③のうち、昭和58年3月30日から同年4月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年10月1日から同年11月1日まで
② 昭和58年2月
③ 昭和58年3月30日から同年4月中旬頃まで

申立期間①及び③については厚生年金保険の被保険者記録が無い期間とされているが、当該期間においても勤務していたのは間違いないので、年金記録を訂正してほしい。

また、申立期間②については、記録されている標準報酬月額よりも高い給与が支給されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人から提出された「2月分」の給与明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険

料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主は、「資料を保管していないため、申立期間②における厚生年金保険の取扱いについては分からないが、当該期間に係る保険料は納付した。」と回答しているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③について、雇用保険の記録により、申立人は、当該期間のうち、昭和 58 年 3 月 31 日まではA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された「3月分」の給与明細書により、申立人は申立期間③については 18 万円の標準報酬月額に相当する給与が支給され、17 万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から 17 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主は上記と同様の主張をしているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

ところで、申立人は、「A社には、昭和 58 年 4 月中旬頃まで勤務し、『4月分』の給与明細書においても厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。」と主張し、申し立てている。

しかし、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに参入する。」とされており、同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人が、上記主張どおりの時期まで在籍していたとしても、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 58 年 4 月中旬頃となり、

同年4月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

一方、申立期間①について、申立人から提出された「10月分」の給与明細書及び給与辞令から判断すると、当該期間において申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、上記給与明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、A社は平成21年3月*日に解散し、同年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていると同時に、上記元事業主に照会を行ったものの、「資料を保管していないため、申立人の申立期間①における保険料の控除については分からない。」旨回答していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、オンライン記録により、申立人は、当該期間において国民年金に加入し、保険料も納付していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和51年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A社に昭和46年3月に入社し、平成25年3月に退職するまで継続して勤務していたが、同社本社から同社B営業所に転勤した際の厚生年金保険被保険者記録が1か月間空白となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された「人事昇格・異動の件」及び申立人から提出された「従業員職歴表」により、申立人は、同社に継続して勤務し（同社本社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の回答から判断して、昭和51年3月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における事業所別被保険者名簿の昭和51年4月の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8267

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和50年6月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年8月26日から同年9月1日まで
② 昭和50年6月21日から同年7月15日まで

B社に入社後しばらくしてC社に出向となり、昭和49年9月1日に同社へ転籍した。その後、会社の都合により、所属する事業所名が同社からA社になった。44年4月1日にB社に入社してから51年7月末にA社を退職するまで、勤務は途切れることなく継続しており、給与も支給され、厚生年金保険料も控除されていたと記憶しているため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人がC社及びその関連会社であるA社に継続して勤務し(昭和50年6月21日にC社からA社に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和50年7月の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和50年7月15日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間においては適用事業所ではなかったものの、同社が法人であること、及び申立人と同時期にC社からA社に異動した

複数の同僚が、申立期間当時、同社には10人以上の従業員が勤務していたと証言していることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明と回答しているが、当該期間において、A社は適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、複数の同僚の証言により、申立人が、当該期間において、B社又はD社（昭和50年2月1日にC社に商号変更）に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人の雇用保険のB社に係る離職日及びD社に係る取得日は厚生年金保険の被保険者記録と符合している上、同社の後継会社であるE社は当該期間の厚生年金保険料の控除について確認できる資料を保管していない。

また、B社の当時の事業主は既に他界している上、同社の当時の複数の役員及び事務担当者並びにD社の当時の事業主及び事務担当者は、当時の厚生年金保険の取扱いについて不明と回答していることから、当該期間に係る申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主は、申立人が昭和23年9月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①のうち、昭和23年9月から同年12月までの標準報酬月額については、1,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月から24年1月1日まで
② 昭和28年12月15日から29年12月まで

申立期間①について、現在、A社における厚生年金保険の資格取得日は、昭和24年1月1日となっているところ、日本年金機構から23年9月1日に資格取得し、資格喪失日が不明となっている記録が見付かったとの連絡をもらった。

しかし、昭和23年3月に旧制中学を卒業し、同年4月にA社へ入社しており、継続して勤務していたので、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間②について、昭和23年4月の入社以来、A社において継続して勤務し、同社が解散した29年12月までは、給与の支給があったと記憶しているので、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人の資格取得日は、昭和23年9月1日と記載されているものの、資格喪失日が記載されておらず、基礎年金番号に統合されていない被保険者記録が確認できる、一方、当該被保険者名簿には、資格取得日は24年1月1日と記載され、資格喪失日が記載されていない申立人に係る被保険者記録も確認できる。しかし、当該被保険者名簿を書き換えた後の被

保険者名簿には、資格取得日は同年1月1日と転記されている。

しかし、被保険者名簿によると、申立人と同様に同一人物について、資格喪失日の記載は無いものの、昭和23年9月1日及び24年1月1日の2つの資格取得日が記載された同僚の記録が確認できるものの、当該被保険者名簿を書き換えた後の被保険者名簿には、当該同僚について、資格取得日は23年9月1日と転記されており、資格取得日を24年1月1日と転記された記録は確認できない。

また、被保険者名簿において、申立人及び同僚に資格喪失日が記載されていない理由について、日本年金機構B事務センターは、「申立人及び同僚に資格喪失日が記載されていない理由の詳細は不明である。書き換えた後の被保険者名簿は転記誤りの可能性もある。」と回答しており、申立期間当時、社会保険出張所における厚生年金保険の記録管理が適切に行われていなかったものと認められる。

さらに、A社の同僚に対して申立人の申立期間①の勤務について照会をしたところ、同社において昭和21年4月1日に資格取得し、25年11月1日に資格喪失している同僚は、「申立人は、自分の在職中に継続して勤務していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和23年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険出張所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間①のうち、昭和23年9月から同年12月までの標準報酬月額については、申立人のA社における被保険者名簿の同年9月の記録から1,500円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和23年4月から同年9月1日までについて、申立人は旧制中学を卒業しA社に入社した旨を主張しているところ、同僚は、「申立人は学校を卒業後に入社してきたことを覚えている。」と証言していることから判断して、当該期間に申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は既に解散し、当時の事業主も他界している上、複数の同僚は、「自身の入社日を記憶していないため、入社日と厚生年金保険の加入が同時であったかどうか分からない。」と証言していることから、当該期間の同社における厚生年金保険の取扱いについて確認することはできない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「A社が解散した昭和29年12月までは厚生年金保険の被保険者であった。」と主張し申し立てている。

しかしながら、被保険者名簿及び事業所台帳によれば、A社は昭和28年12月15日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後、当該期間において、同社が再び適用事業所となった記録は確認できない上、申立人の健

康保険厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、同日が資格喪失日と記録されており、オンライン記録と一致している。

また、商業登記簿謄本によれば、A社は昭和28年12月*日に解散していることが確認でき、申立人が記憶する同社の解散年月とは相違するところ、このことについて、申立人は、「登記簿において昭和28年12月に解散となっているならば、自分の記憶が1年違うかもしれない。」としている。

さらに、前述のとおり、当時の事業主も既に他界していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することはできない上、同僚からは、申立人の当該期間の勤務について証言を得ることはできない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和23年4月から同年9月1日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月26日から同年2月1日まで

A社を平成9年1月31日に退職したが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年1月26日とされているので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人から提出された「平成9年分給与所得の源泉徴収票」及び申立人の妻の日記により、申立人は、平成9年1月31日までA社に勤務していたことが確認できる。

また、上記源泉徴収票により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

申立期間の標準報酬月額については、上記源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成14年2月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主から回答は得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8270

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 26 日

私の年金記録回答票によると、A社で勤務していた賞与記録が無いことになっているが、私の所持している賞与支給明細書により賞与から保険料が控除されていたことは間違いないので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、A社は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を計算するに当たり、賞与支給額である200万円を基に計算し、申立人の賞与から控除した状況がみられるものの、厚生年金保険法第24条の3において「標準賞与額が150万円を超えるときは、これを150万円とする。」との規定が定められている。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、前述の標準賞与額の上限である150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和36年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月20日から同年2月1日まで
年金記録を確認したところA社B支店からC社に転勤した時に1か月の空白があることが分かったが、昭和41年4月末に退職するまで継続勤務していた。

当時の資料は無いが、継続して勤務していたのは確かなので申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断して、申立人はA社B支店及び関連会社であるC社に継続して勤務し（A社B支店からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の辞令を保管している同僚は、「私が保管するC社への出向解除辞令及びその他の辞令交付日からすると同社の異動、出向については月の初めだったと思う。」と証言している上、複数の同僚は、「申立人と一緒に昭和36年2月1日に異動した。」と証言していることから、昭和36年2月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における健

康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和35年12月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和55年12月30日から56年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間①のうち、昭和56年2月1日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を12万6,000円に訂正することが必要である。

申立期間③について、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和56年9月18日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、12万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年12月30日から56年3月1日まで
② 昭和56年3月
③ 昭和56年4月30日から同年9月18日まで
年金事務所から「厚生年金保険の記録がおかしいのではないか。」と連絡

があり、確認したところ、A社に勤務していた期間と同社における被保険者期間の記録とが違っていることに気付いた。

申立期間①については、A社に継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間②については、実際にもらっていた給与よりも低い額になっており、申立期間③についてもB社に継続して勤務していたので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②について、B社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人の当該期間の標準報酬月額が当初12万6,000円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和56年4月30日より後の同年9月18日付けで、7万2,000円に減額訂正されていることが確認できるとともに、上記被保険者名簿により、申立人と同様に標準報酬月額が減額訂正されている者が多数いることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、遡って標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の当該期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た12万6,000円に訂正することが必要である。

申立期間③について、同僚の証言及び雇用保険の記録によると、申立人は当該期間においてB社に勤務していることが確認できるが、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、昭和56年9月18日付けで同年4月30日に遡って厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

一方、B社は、昭和56年4月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がなされているが、同年4月30日以降の異なる日付で被保険者資格を取得又は喪失した旨の記録がある者を含み、申立人と同様に、同年9月18日付けで同年4月30日に遡って資格喪失の処理が行われている者が多数いることが確認できる。

また、商業登記簿謄本によると、B社は、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和56年4月30日）以後も法人事業所であり、複数の同僚の証言から5人以上の従業員が在籍していたと考えられ、同社は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所が同日に適用事業所でなくなったとする当該処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和56年4月30日に厚

生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、社会保険事務所が当該喪失処理を行った同年9月18日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社における上記訂正後の昭和56年3月の記録から12万6,000円とすることが妥当である。

2 申立期間①のうち、昭和55年12月30日から56年2月1日までの期間について、A社及びB社の複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、当該期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様にA社において被保険者資格を喪失し、B社において被保険者資格を取得した記録が確認できる同僚は、「A社とB社は関連事業所であり、仕事の内容に変わり無く、厚生年金保険料も給与から継続して控除されていた。」旨証言しているとともに、当該同僚から提出された昭和55年12月のA社発行の給与明細書により、当該同僚は、厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

一方、商業登記簿謄本によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和55年12月30日）以後も法人事業所であり、同社及びB社の複数の同僚の証言から判断すると、少なくとも5人以上の従業員が継続して勤務していたと推認できることから、A社は、当該期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和55年11月の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当該期間において厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、昭和56年2月1日から同年3月1日までの期間について、A社及びB社の複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことが認められ、申立人と同様に、A社において被保険者資格を喪失し、B社において被保険者資格を取得した記録が確認できる上記同僚から提出された同年2月の給与明細書により、当該同僚は、厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社における上記訂正後の昭和56年3月の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、厚生年金保険の記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日の昭和56年3月1日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社D工場）における資格取得日に係る記録を昭和52年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月21日から同年7月1日まで

昭和52年4月1日にA社本社で採用となり、辞令などは所持していないが、同年7月1日付けでB工場に配属となった記憶がある。総務間の引継ぎができておらず、1か月欠落したと思われるが、勤務場所が変更となっただけで、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された申立人の社員台帳、従業員名簿及び雇用保険の記録により、申立人はA社に継続して勤務し（昭和52年6月21日に同社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和52年7月の記録から11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得年月日の記載を昭和52年6月21日とすべきところ、同年7月1日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（富山）国民年金 事案 3677

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から51年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から51年11月まで

私は、結婚のためにA市B区へ転居した昭和48年頃に国民年金の加入手続を行った。その後、夫の転勤に伴い、50年11月以降はC市及びD市に転居をしたが、その都度、転居先の市役所で手続を行い、国民年金保険料は各市役所から送られてきた納付書により郵便局かほかの金融機関で納付していた。保険料の納付を証明するものは無いが、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年12月頃にE市で払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、同年12月1日を任意加入被保険者資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、国民年金未加入者に対して納付書が送付されたとは考え難く、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、戸籍の附票によると、申立人は、申立人の主張のとおり、申立期間において、A市B区、C市、D市及びE市に居住していたことが確認できるものの、紙台帳検索システムによると、A市B区、C市及びD市において、申立人が国民年金に加入していた形跡は確認できないほか、E市及び昭和58年3月から居住していたA市F区の国民年金被保険者名簿には、51年12月1日に任意加入被保険者として資格取得したことが記載されており、これらの国民年金被保険者名簿の資格取得に係る記録は、オンライン記録及び申立人が所持する

年金手帳の記載と食い違いは無く、不自然な点は見当たらない。

さらに、申立期間当時は、夫は厚生年金保険被保険者であったことから、申立人は国民年金任意加入対象者に該当し、任意加入の対象期間については、制度上、遡って被保険者資格を取得することはできず、国民年金保険料を納付することもできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から47年12月までの期間及び58年5月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月から47年12月まで
② 昭和58年5月から61年3月まで

私は、申立期間当時、国民年金の任意加入対象者であり、周りの人から加入しなくてもいいと言われたが、夫も国民年金の加入に賛成してくれたので、社会のために自分の意思で国民年金に加入した。また、国民年金保険料を納付している途中で国民年金をやめる必要も無く、やめる手続をした記憶も無い。保険料は夫の給料から納付していたので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年1月頃に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、加入手続はこの頃に行われ、この加入手続の際に、任意加入被保険者として資格取得日を同年1月1日とする事務処理が行われたものとみられる。戸籍によると、申立人は45年8月に婚姻しており、申立期間①のうち、同年3月から同年7月までは強制加入対象者であったものの、上述の加入手続時点においては、夫が厚生年金保険の被保険者であったことから、申立人は申立期間①の全てにおいて任意加入対象者に該当していたものと扱われ、遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われなかったものとみられる。このため、申立人は、申立期間①当時において国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、現在、オンライン記録によると、申立期間①の始期である昭和45年3月16日（厚生年金保険被保険者資格喪失日）に国民年金の被保険者資格の取得及び同年8月3日（厚生年金保険被保険者資格取得日）に国民年金の被保険者資格を喪失したとされているものの、当該被保険者資格の取得及び喪失に係る記録は、平成7年3月14日付けで、後から追加された事務処理が行われていることが確認でき、この事務処理日を基準とすると、当該期間の国民年金保険料については既に2年の時効が成立していることから、申立人は、保険料を納付することはできなかつたものと考えられるほか、申立人が当該期間に居住していたとするB市の国民年金被保険者名簿においても、当該期間の保険料が納付されていた形跡は確認できない。

さらに、申立期間②については、申立人は、B市及びC町に居住していたとしており、国民年金保険料を納付している途中で国民年金をやめる必要も無く、その手続をした記憶も無いとしているところ、申立期間②のうち、昭和58年8月21日まで住所地があったとみられるB市の年金資格内容（異動履歴）によると、同年5月7日付けで、国民年金被保険者資格喪失の届出がされ、翌日に任意加入被保険者資格が喪失されている記録が確認できるほか、戸籍の附票により、申立期間②のうち、同年8月22日から61年3月31日までの住所地であったことが確認できるC町の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録においても、申立期間②の始期に当たる58年5月8日に任意加入被保険者資格が喪失され、その後、申立期間②の終期の翌日に当たる61年4月1日に国民年金第3号被保険者資格を取得するまで、申立人が、国民年金に加入していた形跡は見当たらない。このため、申立人は、申立期間②において国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（静岡）国民年金 事案 3679

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月から57年3月まで

私は、申立期間当時学生であったが、A市B区役所から20歳になったら国民年金に加入する義務があるという案内と年金手帳が送付されてきた。国民年金保険料は、同区役所から送付されてきた納付書により、毎月、郵便局かその他の金融機関で納付していた。その後、平成元年10月に婚姻したので、転居後の同市C区役所で年金手帳の氏名変更手続を行ったが、その際、前の年金手帳は回収され、新しい番号の年金手帳に替わってしまった。そのため、前の番号の納付記録が無くなってしまったと思う。申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得状況等によると、申立人の国民年金加入手続は平成4年6月頃に行われ、この加入手続の際に、20歳に到達した昭和56年*月まで遡って国民年金被保険者資格を取得する事務処理のほか、共済組合加入による国民年金被保険者の資格喪失（57年4月）及び国民年金第3号被保険者の資格取得（平成4年4月）の事務処理も併せて行われたものとみられる。このため、申立人は申立期間当時において国民年金に未加入であり、未加入者に対して納付書が送付されたとは考え難く、国民年金保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

また、前述の国民年金加入手続時期（平成4年6月頃）において、申立期間の国民年金保険料については、既に2年の時効が成立しており、申立人は保険料を遡って納付することもできなかつたものとみられる。

さらに、申立人は、20歳の頃にA市B区役所から送付された年金手帳は、

平成元年頃に同市C区役所で氏名変更手続を行った際に回収されたとしているものの、前述のとおり、申立期間において国民年金に未加入であった申立人に対し年金手帳が交付されていたとは考え難いほか、氏名変更手続を行ったとする時期において、申立人は共済組合に加入しているところ、同区によると、「氏名変更手続は国民年金加入中の方だけ行っており、年金手帳は棄損した場合以外には回収していなかった。」としていることから、申立人の主張は不自然である。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、A市B区役所から送付された納付書により、毎月、郵便局かその他の金融機関で納付したとしているが、同区では、申立期間当時の保険料の納付方法は原則として3か月納付方式であり、昭和61年10月から毎月納付方式を施行したとしていることから、申立人の主張は同区役所の当時の納付周期の取扱いと一致しない。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（石川）厚生年金 事案 8274（石川厚生年金事案 271、354、468 及び 561 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 1 日から 49 年 12 月 2 日まで

私は、A社に勤務していた期間について、今までに4回申し立てたが、認められなかった。

3回目の申立てにおいて、昭和48年頃にB病院（現在は、C病院）で、A社から交付された健康保険被保険者証を使って手術を受けたと主張したが、今回、その証拠として当該手術の跡を写真として提出するので、再度調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る申立てについては、A社から提出された在籍証明書及び同僚の証言から、申立人が、少なくとも昭和39年8月1日から同社に勤務していたことが認められるものの、i) 当時の同僚等の証言から、同社では、全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させている状況がうかがえないこと、ii) 申立人が、49年12月に同社の事務員から厚生年金保険への加入を勧められ、加入する旨回答したことを記憶していることから、同社において同年12月より前に申立人の厚生年金保険者資格取得届は提出されていなかったと考えられること、iii) 申立人が所持する年金手帳から、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日（同年12月2日）と同日に国民年金の被保険者資格を喪失したことが確認できるところ、申立人は、同社の厚生年金保険への加入を契機に国民年金の被保険者資格の喪失手続を行ったと述べていること、iv) 申立期間において同社の健康保険整理番号は順番に払い出されており欠番は無く、事業主により同年12月より前に申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡は無いことなどの理由から、既に年金記録確認石川地方第三者委員会（当時）の決定に基づく

平成21年12月24日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 申立期間に係る2回目の申立てについて、i)複数の医院及びD労働基準監督署に照会しても、申立期間当時の資料は保管されておらず詳細が不明であり、申立人の主張する健康保険被保険者証の使用について確認できないこと、ii)E弁護士会の相談会で、当該相談を行った事実のみでは、A社が申立人の保険料を控除していたこととはうかがえないことから、既に年金記録確認石川地方第三者委員会の決定に基づく平成22年10月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 3 申立期間に係る3回目の申立てについて、i)申立人の主張する、申立期間における健康保険被保険者証の使用について確認できないこと、ii)再度、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立期間において健康保険整理番号は順番に払い出されており欠番は無く、申立人の主張する届出が提出された形跡は見当たらないことから、既に年金記録確認石川地方第三者委員会の決定に基づく平成23年6月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 4 申立期間に係る4回目の申立てについて、元事務職員に聴取したところ、申立人の入社日や厚生年金保険の加入時期についての記憶は明確ではないと証言しており、申立期間において、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことは推認できず、A社が申立人の厚生年金保険料を控除していたこととはうかがえないことから、既に年金記録確認石川地方第三者委員会の決定に基づく平成24年4月24日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 5 これに対して、申立人は、「3回目の申立てにおいて、昭和48年頃にB病院で、A社から交付された健康保険被保険証を使って手術を受けたと主張したが、認められなかった。今回、その証拠として当該手術の跡を写真として提出するので、再度調査してほしい。」として、5回目の申立てを行っている。

しかしながら、改めてC病院に照会したものの、同病院は、「当時の資料は保管していない。」と回答しており、当該写真のみでは、申立期間における健康保険被保険者証の使用について確認できないことから、年金記録確認石川地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに、年金記録確認石川地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 9 月 30 日から 57 年 4 月 1 日まで
② 昭和 59 年 4 月 1 日から 63 年 6 月 24 日まで

申立期間①について、私は、A社を途中退職したことは無いので、記録を訂正してほしい。

申立期間②について、私がB社に勤務していた期間が記載されている書類が見付かったが、当該書類の記載内容と年金の記録が一致していないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「当時の社会保険手続担当者は既に他界しており、資料の保存も無い。」と回答していることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人のA社における1度目の記録が確認できる健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人は、昭和55年7月1日に資格取得した後、56年9月30日に資格を喪失し、同年10月26日に健康保険被保険者証を返納した記録が確認できる上、当該原票には、57年5月13日に2度目の資格取得手続を行った旨の記載がされている。

申立期間②について、B社の元事業主の証言により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、厚生年金保険適用事業所台帳によると、平成元年5月2日に厚生年金保険の適用事業所となったものと記録されており、当該期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主も申立期間当時の資料は保存していないと回答していることから、申立人の当該期間に係る厚生年保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（静岡）厚生年金 事案 8276

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 10 日から同年 10 月頃まで

私は、昭和 38 年 1 月 10 日にA社に入社し、同年 10 月頃まで勤務した。入社後間もなく、社長から厚生年金保険被保険者証を提出するように言われ、一週間ほど預けたことを記憶している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の所在地並びに事業主及び同僚の氏名等、同社について詳細に記憶しているところ、申立人が氏名を挙げた同僚が申立人を記憶していることから判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の新規適用時に厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚が、当初、同社は社会保険の適用事業所ではなかったと証言している上、事業所名簿によると、同社は、昭和42年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時に適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社は、平成8年6月*日に解散している上、同社の当時の事業主及び事務担当者は既に他界しているため、申立期間における申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。